

半田市国民健康保険一部負担金の保険者徴収事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)

第42条第2項の規定による一部負担金の保険医療機関等の請求及び保険者が行う一部負担金の処分に関し、必要な事項を定めるものとする。

(保険医療機関等の一部負担金の請求に係る一般原則)

第2条 法第42条第2項に規定する「善良な管理者と同一の注意」とは、保険医療機関等の開設者という地位にあるものに対し一般的に要求される相当程度の注意義務をいう。

2 前項の注意義務の履行の認定は、保険医療機関等の主観によるものでなく、客観的事由に基づく保険者の認定による。

3 前項の客観的事由は、次に掲げるものとする。

(1) 被保険者又は1以上の被保険者以外の者(身元保証人、代理人等をいう。以下「身元保証人等」という。)に対し、療養終了後に一部負担金の支払を求めたときから、少なくとも1月に1回、電話等で支払を催促し、その記録を残していること。

(2) 療養終了後に一部負担金の支払を求めたときから3月以内及び6月経過後に、内容証明による一部負担金の支払の督促状を被保険者又は身元保証人等に送付し、その記録を残していること。

(3) 療養終了後に一部負担金の支払を求めたときから6月経過後に、少なくとも1回は一部負担金の支払の催促のため被保険者の自宅を訪問し、その記録を残していること又は保険医療機関等の所在地から被保険者の自宅まで通常の移動手段でおおむね30分以上要する場合にあつては近隣の身元保証人等の自宅を訪問し、被保険者若しくは身元保証人等と直接面会した上で、一部負担金の支払の催促を行い、その記録を残していること。

(保険者への請求)

第3条 保険医療機関等は、前条に規定する善良な管理者と同一の注意をもって被保険者又は身元保証人等の一部負担金の支払を求めたにもかかわらず、当該被保険者がその支払をしないときは、当該一部負担金の支払義務が発生した日からおおむね

3月を経過した後、市長に対し、電話又は文書による催促の協力を要請した上で、おおむね6月を経過した後、法第42条第2項の規定による請求を行うことができる。

2 保険医療機関等は、前項の規定による請求をするときは、国民健康保険一部負担金保険者徴収請求書（様式）を市長に提出しなければならない。

（保険者の処分）

第4条 市長は、保険医療機関等から前条第1項の規定による請求を受けたときは、当該請求を審査し、保険医療機関等が第2条に規定する善良な管理者と同一の注意をもって被保険者から一部負担金の支払を受けることに努めていることが確認でき、かつ、当該被保険者が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、法第42条第2項に規定する処分を行うことができるものとする。

（1） 当該保険医療機関に対する未払の一部負担金の額が60万円を超えている場合

（2） 被保険者の属する世帯が、地方税法（昭和25年法律第226号）第728条第1項に規定する国民健康保険税の滞納処分を実施する状態にある場合

2 市長は、前項の処分の実施に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に基づく督促を実施し、法第79条の2及び地方自治法第231条の3第3項の規定に基づき当該請求に係る処分を行った上、保険医療機関等に対して当該処分に係る徴収金のうちから当該請求に係る一部負担金に相当する額を交付するものとする。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(表)

様式 (第3条関係)

国民健康保険一部負担金保険者徴収請求書

年 月 日

半田市長 様

保険医療機関等

住 所

名 称

代 表 者

電話番号

下記の者について、国民健康保険法第42条第2項の規定による保険者徴収の実施をしていただきたく、調書を添えて請求します。

記

世 帯 主	被保険者 記号番号			
	氏 名			
	住 所			
受 診 者	氏 名		世帯主との続柄	
	主病名		未払の一部負担金 に係る受診期間	年 月 日 年 月 日
一 部 負 担 金	総 額	円	未 払 額	円
未払とな っている 理由				

(裏)

善管注意を行った具体的経過

一部負担金請求日	年 月 日
口頭、電話、面談状況	
書類の送達（内容証明郵便送付）の状況	
訪問の状況 （被保険者、身元保証人等）	
その他	